

許 可 申 請 書

令和〇年〇月〇〇日

河川管理者
山武土木事務所長様

申請者 住 所 〇〇〇〇

ふりがな
氏 名 〇〇〇〇

別紙のとおり河川法第〇〇条及び第〇〇条の許可を申請します。

担当者	
連絡先電話番号	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第39条※の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第〇〇条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

その他

・河川の土地において工作物を設置する場合は、河川法第24条（土地の占用）及び第26条（工作物の設置）の許可が必要となりますが、これらの一連の行為は全体から見ると一つの事業であること、さらに、河川管理上からも同時に進める必要があることから、河川法施行規則第39条の規定により全て同時に申請を行わなければならないものとされています。

・申請様式には、申請の本文となる「甲」様式と申請の内容を示す「乙」様式があり、複数条文にわたる申請であっても、「甲」様式に全て併記して申請する必要があります。

（条文ごとに「甲」様式を作成するわけではありません。）

・申請にあたっては、「甲」様式及び具体の申請内容に応じて「乙」様式と所要の添付図書が必要となります。

例えば、土地の占用（河川法第24条）と土地の掘削（河川法第27条）を行う場合には、「甲」様式と24条の様式である「乙の2」と27条の様式である「乙の5」＋所要の添付図書が必要書類となります。（なお、「乙の2」、「乙の5」は必ずしも別個に作成しなければならないものではなく、「乙の2」の様式に「乙の5」の内容を併記することもできます。（記載漏れのおそれがあるためあまり推奨はいたしません。））

河川法施行規則

※（許可等の同時申請）

第三十九条 法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の規定による許可又は法第二十三条の二の登録を受

けて一の行為を行おうとする場合において、当該行為又はこれに関連する他の行為についてこれらの規定による他の許可又は登録を必要とするときは、これらの許可又は登録の申請は、同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

